

障害者差別解消法に基づく対応について（内規集より抜粋）

1 目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号 以下「差別解消法」という。）第14条及び「しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員対応要領」（以下「対応要領」という。）の5に基づき、しょうがいを理由とする差別に関する相談に的確に応じ、紛争の防止及び解決を図るために本対応要領を定める。

2 相談の対象となる者及びその相談範囲

（1）市内に在住するしょうがい者及びその家族その他の関係者

相談範囲

○市内に住所を有する民間事業者によるしょうがい者差別及び合理的配慮の不提供

「差別解消法」の対象は事業者であるため、個人が行うしょうがい者への誹謗中傷及びネット上の書き込み等の一般私人及び個人の思想や言論については対象としない。所管府省庁の事業者向けの対応指針又はガイドラインがある場合は、ガイドラインに沿って所管の関係機関につなぐ。（所管府省庁の対応指針又はガイドラインは別添のとおり）

事業者の範囲（法Q & Aから）

個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続して行うものであって、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除いたもの。国公立の学校や福祉施設は行政機関にあたるので除かれるが、学校法人や社会福祉法人は事業者の範囲に含まれる。任意団体、ボランティア団体も事業者に含まれる。

（2）市職員

相談範囲

○市の事業によるしょうがい者差別及び合理的配慮の不提供にかかる2次相談

当該事業を所管する所属が、対応要領及び所管府省庁の対応指針又はガイドラインに基づき対応することが基本であるが、必要に応じて市職員の相談を受けるものとする。

3 相談対応処理手順

- （1） 相談を受けたものは、相談対象者住所等を確認し、対象者に該当するかどうか確認し、相談の概要を聞く。
- （2） 相談の概要から明らかに相談範囲ではないと判断される場合には、その場で相談を終了する。
- （3） （2）以外の場合で、相談を受けた者は、事業者の所管府省庁の対応指針又はガイドラインを確認し、関係機関がある場合は、相談概要を関係機関に知らせ、対応を協議する。関係機関が無い場合は、コアメンバー会議を招集し、相談範囲確認、差別事象の可能性の有無、合理的配慮不提供の可能性の有無を検討し、必要に応じて調査し、事業者には是正方法をアドバイスする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条

国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条

協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 地域協議会は何をするのですか？

地域協議会は、障害者差別の解消に関係する地域の様々な機関等により構成されることから、

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発などを扱うことが考えられます。

(1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

障害者差別と思われる相談については、単一の機関で対応可能な事案もありますが、例えば、商店街全体として障害者への対応に課題を有するような事案や、保健・福祉の関係機関による支援が必要な事案などについては、単一の機関では対応が困難なことから、地域協議会において紛争の防止や解決を後押しするための話し合いを持つことが考えられます。

(2) 関係機関等が対応した相談事例の共有

多くの地域において、これから、障害者差別に関する相談体制の整備に取り組むことが想定されます。そのため、関係機関等が対応した相談事例に関する情報、特に紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容について共有することは、協議会を構成する機関等が障害者差別の解消に関する共通認識を持つことにつながります。また、類似する相談を受ける際の参考となるだけでなく、地域全体の相談対応力の向上につながるものと思われれます。

(3) 障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によって聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、さらには、相談を受けてから事案の解決を目指す際の標準スキームの検討などについて協議することが考えられます。

(4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

障害者差別の解消に向けては、発生した事案への対応だけでなく、障害者差別が起こらない地域づくりをしていくことが重要です。現に提供されている合理的配慮(提供主体が特に意識せずに行っている取組を含む。)の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つことが考えられます。

(5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し

協議会で事案を共有し、意見交換し、権限を有する機関につないだあと、その機関が紛争解決のために斡旋・調整等の様々な選択肢の中でどういう解決策をとるか考えることになります。協議会での意見交換の段階から、法にいう合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえて解決方法をアドバイスすることで、紛争解決の後押しをすることが考えられます。

(6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

障害者差別解消法では事業者でない一般私人の行為を対象としていないことから、原則として地域協議会でも協議対象となりません。ただし、障害者に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する障害者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や、(4)で取り上げた障害者差別の解消に資する取組事例の発信なども重要です。そのため、相談事例に関する協議のみならず、それぞれの地域で重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討するとともに、効果的な周知・発信の在り方などについて協議することが考えられます。

<再掲>

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発